

令和 5 年 9 月

第 4 回（定例会）

# 香芝市議会議案

香 芝 市



目 次

|       |   |
|-------|---|
| 報第10号 | 令和4年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告について----- 1 頁                            |
| 報第11号 | 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について----<br>----- 3 頁                            |
| 報第12号 | 香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について----- 5 頁 |
| 報第13号 | 香芝市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について----- 8 頁                    |
| 議第37号 | 香芝市附属機関設置条例の一部を改正することについて----<br>----- 11 頁                           |
| 議第38号 | 香芝市立学校施設使用条例等の一部を改正することについて<br>----- 13 頁                             |
| 議第39号 | 香芝市国民健康保険条例の一部を改正することについて----<br>----- 23 頁                           |
| 議第40号 | 令和5年度香芝市一般会計補正予算（第4号）について----<br>----- 27 頁                           |
| 議第41号 | 令和5年度香芝市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）<br>について----- 28 頁                         |
| 議第42号 | 令和5年度香芝市介護保険特別会計補正予算（第1号）につ<br>いて----- 29 頁                           |
| 認第1号  | 令和4年度香芝市一般会計歳入歳出決算の認定について----<br>----- 30 頁                           |
| 認第2号  | 令和4年度香芝市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定<br>について----- 31 頁                         |
| 認第3号  | 令和4年度香芝市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認<br>定について----- 32 頁                        |
| 認第4号  | 令和4年度香芝市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につ<br>いて----- 33 頁                           |

|         |  |
|---------|--|
| 認 第 5 号 | 令和4年度香芝市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について----- 34頁     |
| 認 第 6 号 | 令和4年度香芝市財産区財産特別会計歳入歳出決算の認定について----- 35頁    |
| 認 第 7 号 | 令和4年度香芝市水道事業会計決算の認定について-----<br>----- 36頁  |
| 認 第 8 号 | 令和4年度香芝市下水道事業会計決算の認定について-----<br>----- 37頁 |
| 同第17号   | 香芝市教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて----- 38頁     |
| 同第18号   | 香芝市公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて----- 39頁     |
| 諮 第 3 号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて-----<br>----- 40頁 |
| 諮 第 4 号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて-----<br>----- 41頁 |
| 諮 第 5 号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて-----<br>----- 42頁 |
| 諮 第 6 号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて-----<br>----- 43頁 |

報第10号

令和4年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率  
の報告について

香芝市の令和4年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率を、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、次のとおり報告する。

令和5年9月4日報告

香芝市長 福岡 憲 宏

健全化判断比率及び資金不足比率の状況（令和4年度）

香 芝 市

1. 健全化判断比率（第3条第1項関係）

（単位：％）

| 実質赤字比率       | 連結実質赤字比率     | 実質公債費比率        | 将来負担比率          |
|--------------|--------------|----------------|-----------------|
| —<br>(12.68) | —<br>(17.68) | 11.6<br>(25.0) | 51.3<br>(350.0) |

2. 資金不足比率（第22条第1項関係）

（単位：％）

| 特別会計の名称 | 資金不足比率      |
|---------|-------------|
| 水道事業    | —<br>(20.0) |
| 下水道事業   | —<br>(20.0) |

備考

- 1 実質赤字額、連結実質赤字額及び資金不足額がない場合は、「—」を記載する。
- 2 香芝市の早期健全化基準及び経営健全化基準を括弧内に記載する。

報第11号

損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、公用車の運行に起因して発生した事故の損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月4日報告

香芝市長 福岡 憲 宏

## 専 決 処 分 書

公用車の運行に起因して発生した事故の損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年7月26日

香芝市長 福 岡 憲 宏

### 1 相手方

住所 香芝市今泉 XXXXXXXXXX

氏名 下寺自治会 自治会長 吉川 元通

### 2 事故の概要

令和5年5月10日午後1時50分ごろ、香芝市今泉282番地1下寺集会所敷地内にて後進したところ、当方の右後部が当該施設のスロープ手すりに接触し破損させたものである。

### 3 和解条項

(1) 香芝市は、相手方に対し、本件事故に対する損害賠償として228,800円の支払義務があることを認め、これを支払う。

(2) 香芝市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、何ら債権、債務を有しないことを確認する。

### 4 所管課

市民環境部環境対策課



## 報第12号

香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月4日報告

香芝市長 福岡 憲 宏

## 専 決 処 分 書

香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年8月14日

香芝市長 福 岡 憲 宏

香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定  
める条例（平成26年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年9月16日から施行する。

報第13号

香芝市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、香芝市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月4日報告

香芝市長 福岡 憲 宏

## 専 決 処 分 書

香芝市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年8月22日

香芝市長 福 岡 憲 宏

香芝市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
香芝市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、令和5年9月1日から施行する。

議第37号

香芝市附属機関設置条例の一部を改正することについて

香芝市附属機関設置条例の一部を次のとおり改正する。

令和5年9月4日提出

香芝市長 福岡憲宏

香芝市附属機関設置条例の一部を改正する条例

香芝市附属機関設置条例（平成25年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2 香芝市教育委員会指定管理者選定委員会の項の次に次のように加える。

|                  |  |       |  |      |
|------------------|--|-------|--|------|
| 香芝市望ましい学校環境検討委員会 | 学校再編方針の具体化の検討及び香芝市施設等長寿命化計画（個別施設計画）についての調査審議に関する事項 | 15人以内 | 識見を有する者<br>P T Aの代表者<br>地域住民の代表者<br>教育関係職員<br>その他教育委員会が必要と認める者 | 審査期間 |
|------------------|--|-------|--|------|

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



議第38号

香芝市立学校施設使用条例等の一部を改正することについて

香芝市立学校施設使用条例等の一部を次のとおり改正する。

令和5年9月4日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

香芝市立学校施設使用条例等の一部を改正する条例  
 (香芝市立学校施設使用条例の一部改正)

第1条 香芝市立学校施設使用条例(平成21年条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第5条関係)

1 施設の使用料

| 区分   | 昼間1<br>(9—13) | 昼間2<br>(13—17) | 夜間<br>(17—21) | 全日<br>(9—21) |
|--|---------------|----------------|---------------|--------------|
| 体育館  | 円<br>500      | 円<br>500       | 円<br>500      | 円<br>1,500   |
| 武道場  | 500           | 500            | 500           | 1,500        |
| 弓道場  | 500           | 500            | 500           | 1,500        |
| 区分   | 昼間1<br>(9—13) | 昼間2<br>(13—17) | 夜間<br>(17—19) | 全日<br>(9—19) |
| 運動場  | 円<br>300      | 円<br>300       | 円<br>150      | 円<br>750     |
| 備考<br>1 入場料等を徴収する場合は、上記区分の3倍に相当する額を徴収するものとする。なお、入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。<br>(1) 入場料を徴収する場合<br>(2) 商品等を展示又は販売する場合<br>(3) その他これらに準ずる場合<br>2 使用時間を超過して使用する場合の使用料は、その超過する時間(1時間未満の場合は、1時間とする。)の属する時間区分の1時間当たりの使用料の100分の130に相当する額(10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。)とする。 |               |                |               |              |

2 附属設備及びその使用料

規則で定める附属設備については当該規則で定める額

(香芝市文化施設条例の一部改正)

第2条 香芝市文化施設条例(平成19年条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第10条、第13条、第15条関係)

1 各室の使用料

| 室名 | 午前<br>(9—12) | 午後<br>(13—17) | 夜間<br>(18—22) | 午前・午後<br>(9—17) | 午後・夜間<br>(13—22) | 全日<br>(9—22) |
|----|--------------|---------------|---------------|-----------------|------------------|--------------|
|    |              |               |               |                 |                  |              |

|   |             |             |             |             |             |             |             |
|---|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 香<br>芝<br>市<br>ふ<br>た<br>か<br>み<br>文<br>化<br>セ<br>ン<br>タ<br>ー | 市民ホール       | 円<br>10,000 | 円<br>15,000 | 円<br>15,000 | 円<br>25,000 | 円<br>30,000 | 円<br>40,000 |
|   | 小ホール        | 3,400       | 4,500       | 4,500       | 7,900       | 9,000       | 12,400      |
|   | 楽屋          | 1,400       | 1,900       | 1,900       | 3,300       | 3,800       | 5,200       |
|   | 市民ギャラ<br>リー | 1日 6,900    |             |             |             |             |             |
|   | 第1会議室       | 1,900       | 2,500       | 2,500       | 4,400       | 5,000       | 6,900       |
|   | 第2会議室       | 1,700       | 2,200       | 2,200       | 3,900       | 4,400       | 6,100       |
|   | 第3会議室       | 1,700       | 2,300       | 2,300       | 4,000       | 4,600       | 6,300       |
|   | 第4会議室       | 2,000       | 2,500       | 2,500       | 4,500       | 5,000       | 7,000       |
|   | 和室1・2       | 1,500       | 2,000       | 2,000       | 3,500       | 4,000       | 5,500       |

備考

- 1 入場料等を徴収する場合は、上記区分の2倍に相当する額を徴収するものとする。なお、入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。
  - (1) 入場料を徴収する場合
  - (2) 商品等を展示又は販売する場合
  - (3) その他これらに準ずる場合
- 2 使用時間を超過して使用する場合の使用料は、その超過する時間（1時間未満の場合は、1時間とする。）の属する時間区分の1時間当たりの使用料の100分の130に相当する額（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）とする。
- 3 市民ホールを準備又は後片づけのために使用する使用料は、規定の使用料の100分の50に相当する額とする。
- 4 市民以外の者（第12条第3項の規定により委員会が指定した者を除く。）が使用する場合の使用料は、規定の使用料の2倍に相当する額とする。

2 附属設備及びその使用料

規則で定める附属設備については当該規則で定める額

（香芝市公民館条例の一部改正）

第3条 香芝市公民館条例（昭和55年条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第11条、第15条関係）

1 各室の使用料

| 室名 | 午前<br>(9—12) | 午後<br>(13—17) | 夜間<br>(18—21) | 午前・午後<br>(9—17) | 午後・夜間<br>(13—21) | 全日<br>(9—21) |
|----|--------------|---------------|---------------|-----------------|------------------|--------------|
|    | 円            | 円             | 円             | 円               | 円                | 円            |

|   |       |       |       |       |       |        |
|---|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 第1研修室   | 1,000 | 1,300 | 1,000 | 2,300 | 2,300 | 3,300  |
| 第2研修室   | 1,000 | 1,300 | 1,000 | 2,300 | 2,300 | 3,300  |
| 第3研修室   | 1,000 | 1,500 | 1,000 | 2,500 | 2,500 | 3,500  |
| 第4研修室   | 1,800 | 2,400 | 1,800 | 4,200 | 4,200 | 6,000  |
| 第5研修室   | 1,300 | 1,800 | 1,300 | 3,100 | 3,100 | 4,400  |
| 第6研修室   | 1,500 | 2,100 | 1,500 | 3,600 | 3,600 | 5,100  |
| 第7研修室   | 750   | 900   | 750   | 1,650 | 1,650 | 2,400  |
| 第8研修室   | 750   | 900   | 750   | 1,650 | 1,650 | 2,400  |
| 第9研修室   | 1,000 | 1,500 | 1,000 | 2,500 | 2,500 | 3,500  |
| 調理室   | 3,100 | 4,200 | 3,100 | 7,300 | 7,300 | 10,400 |
| 美術工芸室   | 1,800 | 2,400 | 1,800 | 4,200 | 4,200 | 6,000  |
| 視聴覚室  | 2,100 | 2,800 | 2,100 | 4,900 | 4,900 | 7,000  |
| 和室  | 1,800 | 2,400 | 1,800 | 4,200 | 4,200 | 6,000  |
| 茶室  | 500   | 700   | 500   | 1,200 | 1,200 | 1,700  |
| 講座室   | 750   | 1,000 | 750   | 1,750 | 1,750 | 2,500  |
| 備考  |       |       |       |       |       |        |
| <p>1 使用時間を超過して使用する場合の使用料は、その超過する時間（1時間未満の場合は、1時間とする。）の属する時間区分の1時間当たりの使用料の100分の130に相当する額（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）とする。</p> <p>2 市内に在住又は在勤する者以外の者が使用する場合の使用料は、上記区分の2倍に相当する額とする。</p> |       |       |       |       |       |        |

## 2 附属設備及びその使用料

規則で定める附属設備については当該規則で定める額

（香芝市二上山博物館条例の一部改正）

第4条 香芝市二上山博物館条例（平成4年条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表大人の項中「200円」を「300円」に、「150円」を「250円」に改める。

（香芝市体育施設条例の一部改正）

第5条 香芝市体育施設条例（平成21年条例第11号）の一部を次のように

改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第9条、第13条関係）

1 香芝市総合体育館の使用料

| 区分   |                             | 9:00～<br>11:00 | 11:00～<br>13:00 | 13:00～<br>15:00 | 15:00～<br>17:00 | 17:00～<br>19:30 | 19:30～<br>22:00 |
|--|-----------------------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 本館   | 全面使用                        | 円<br>3,000     | 円<br>3,000      | 円<br>3,000      | 円<br>3,000      | 円<br>4,200      | 円<br>4,200      |
|  | 2分の1使用（床面積の3分の1以上2分の1未満の部分） | 1,500          | 1,500           | 1,500           | 1,500           | 2,100           | 2,100           |
|  | 3分の1使用（床面積の6分の1以上3分の1未満の部分） | 1,000          | 1,000           | 1,000           | 1,000           | 1,400           | 1,400           |
|  | 6分の1使用（床面積の6分の1未満の部分）       | 500            | 500             | 500             | 500             | 700             | 700             |
| サブ館  | 全面使用                        | 700            | 700             | 700             | 700             | 900             | 900             |
|  | 2分の1使用（床面積の2分の1未満の部分）       | 350            | 350             | 350             | 350             | 450             | 450             |
| トレーニング室  |                             | 1人1回につき150円    |                 |                 |                 |                 |                 |
| 第1会議室  |                             | 300            | 300             | 300             | 300             | 350             | 350             |
| 第2会議室  |                             | 450            | 450             | 450             | 450             | 550             | 550             |
| 第3会議室  |                             | 150            | 150             | 150             | 150             | 150             | 150             |
| 備考   |                             |                |                 |                 |                 |                 |                 |
| <p>1 入場料等を徴収する場合は、上記区分の5倍に相当する額を徴収するものとする。なお、入場料等を徴収する場合は、次の場合をいう。</p> <p>(1) 入場料を徴収する場合</p> <p>(2) 商品等を展示又は販売する場合</p> <p>(3) その他これらに準ずる場合</p> <p>2 使用時間を超過して使用する場合は、その超過する時間（1時間未満の場合は、1時間とする。）の属する時間区分の1時間当たりの使用料の100分の130に相当する額（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）とする。</p> <p>3 市内に在住又は在勤する者（以下「在住在勤者」という。）以外の者が使用する場合は、上記区分（トレーニング室を除く。）の2倍に相当する額</p> |                             |                |                 |                 |                 |                 |                 |

とする。

## 2 附属設備及びその使用料

規則で定める附属設備については当該規則で定める額

別表第2の1 香芝市北部地域体育館の使用料の表中「800円」を「950円」に、「1,000円」を「1,300円」に改め、同表備考2中「額」の次に「(10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。)」を加える。

別表第3中「600円」を「900円」に改め、同表備考2中「額」の次に「(10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。)」を加える。

別表第4中「1,000」を「1,300」に改め、同表備考2中「額」の次に「(10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。)」を加える。

別表第5中「300円」を「450円」に改め、同表備考1及び3中「額」の次に「(10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。)」を加える。

別表第6中「800円」を「1,200円」に改め、同表備考2中「額」の次に「(10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。)」を加える。

(香芝市総合福祉センター条例の一部改正)

第6条 香芝市総合福祉センター条例(平成10年条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第4条、第8条関係)

### 1 かしば・屯鶴峯温泉の使用料

| 室名                        | 区分               |              | 1回券    | 回数券<br>(11回券) |
|---------------------------|------------------|--------------|--------|---------------|
| 浴場                        | 市内に在住又は<br>在勤する者 | 65歳以上の者      | 200円   | 2,000円        |
|                           |                  | 中学生以上65歳未満の者 | 500円   | 5,000円        |
| 小学生                       |                  | 300円         | 3,000円 |               |
|                           | 上記以外             | 中学生以上        | 800円   | 8,000円        |
|                           |                  | 小学生          | 500円   | 5,000円        |
| 備考                        |                  |              |        |               |
| 1 使用時間は、午前11時から午後8時までとする。 |                  |              |        |               |
| 2 次に掲げる者の浴場使用料は、無料とする。    |                  |              |        |               |
| (1) 小学校就学前の乳児及び幼児         |                  |              |        |               |

- (2) 市内に在住する者で次のいずれかに該当する者
- イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
  - ロ 奈良県から療育手帳の交付を受けている者
  - ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

## 2 各室の使用

| 室名   | 午前<br>(9—12) | 午後<br>(13—17) | 全日<br>(9—17) |
|--|--------------|---------------|--------------|
| 多目的室   | 円<br>2,600   | 円<br>3,400    | 円<br>6,000   |
| 創作工芸室  | 1,400        | 1,900         | 3,300        |
| 健康増進室  | 1,200        | 1,500         | 2,700        |
| 調理実習室  | 1,600        | 2,200         | 3,800        |
| 会議室 1  | 2,500        | 3,300         | 5,800        |
| 会議室 2  | 1,300        | 1,800         | 3,100        |
| 会議室 3  | 1,000        | 1,300         | 2,300        |
| 会議室 4  | 1,200        | 1,600         | 2,800        |
| 備考   |              |               |              |
| 1 使用時間を超過して使用する場合は、その超過する時間（1時間未満の場合は、1時間とする。）の属する時間区分の1時間当たりの使用料の100分の130に相当する額（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）とする。 |              |               |              |
| 2 市内に在住又は在勤する者（以下「在住在勤者」という。）以外の者が使用する場合は、上記区分の2倍に相当する額とする。  |              |               |              |

## 3 ゲートボール場の使用料

| 区分   | 午前<br>(9—12) | 午後<br>(13—16) | 全日<br>(9—16) |
|--|--------------|---------------|--------------|
|  | 650円         | 650円          | 1,300円       |
| 備考   |              |               |              |
| 1 使用時間を超過して使用する場合は、その超過する時間（1時間未満の場合は、1時間とする。）の属する時間区分の1時間当たりの使用料の100分の130に相当する額（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）とする。 |              |               |              |
| 2 在住在勤者以外の者が使用する場合は、上記区分の2倍に相当する額とする。  |              |               |              |

#### 4 附属設備及びその使用料

規則で定める附属設備については当該規則で定める額

(香芝市地域交流センター条例の一部改正)

第7条 香芝市地域交流センター条例(平成29年条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表の1 各室の使用料の表調理室の項中「500」を「300」に、「1,000」を「600」に、「2,000」を「1,200」に改める。

(香芝市保健センター条例の一部改正)

第8条 香芝市保健センター条例(昭和56年条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第7条関係)

##### 1 各室の使用料

| 室名   | 午前<br>(9—12) | 午後<br>(13—17) | 全日<br>(9—17) |
|--|--------------|---------------|--------------|
| 健康増進室1   | 円<br>1,000   | 円<br>1,400    | 円<br>2,400   |
| 健康増進室2   | 800          | 1,000         | 1,800        |
| 会議室  | 1,300        | 1,700         | 3,000        |
| 備考<br>1 使用時間を超過して使用する場合の使用料は、その超過する時間(1時間未満の場合は、1時間とする。)の属する時間区分の1時間当たりの使用料の100分の130に相当する額(10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。)とする。<br>2 市内に在住又は在勤する者以外の者が使用する場合の使用料は、上記区分の2倍に相当する額とする。 |              |               |              |

##### 2 附属設備及びその使用料

規則で定める附属設備については当該規則で定める額

(香芝市都市公園条例の一部改正)

第9条 香芝市都市公園条例(昭和52年条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表第3の1の(1)中「600円」を「850円」に、「900円」を「1,200円」に改め、同表の1の(1)備考2中「額」の次に「(10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。)」を加え、同表の1の(2)中「1,000円」を「1,300円」に改め、同表の1の(



2) 備考2中「額」の次に「(10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。)」を加える。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
(香芝市立学校施設使用条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の香芝市立学校施設使用条例別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に許可した学校施設の使用に係る使用料について適用し、同日前に許可した学校施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。  
(香芝市文化施設条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 第2条の規定による改正後の香芝市文化施設条例別表の規定は、施行日以後に許可した文化施設の利用に係る使用料について適用し、同日前に許可した文化施設の利用に係る使用料については、なお従前の例による。  
(香芝市公民館条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 第3条の規定による改正後の香芝市公民館条例別表の規定は、施行日以後に許可した公民館の利用に係る使用料について適用し、同日前に許可した公民館の利用に係る使用料については、なお従前の例による。  
(香芝市二上山博物館条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 第4条の規定による改正後の香芝市二上山博物館条例別表の規定は、施行日以後の二上山博物館の観覧に係る観覧料について適用する。  
(香芝市体育施設条例の一部改正に伴う経過措置)
- 6 第5条の規定による改正後の香芝市体育施設条例別表第1から別表第6までの規定は、施行日以後に許可した体育施設の利用に係る使用料について適用し、同日前に許可した体育施設の利用に係る使用料については、なお従前の例による。  
(香芝市総合福祉センター条例の一部改正に伴う経過措置)
- 7 第6条の規定による改正後の香芝市総合福祉センター条例別表の規定は、施行日以後に許可した総合福祉センターの使用に係る使用料について適用し、同日前に許可した総合福祉センターの使用に係る使用料については、なお従前の例による。  
(香芝市地域交流センター条例の一部改正に伴う経過措置)
- 8 第7条の規定による改正後の香芝市地域交流センター条例別表の規定は、施行日以後の地域交流センターの利用に係る使用料について適用する。  
(香芝市保健センター条例の一部改正に伴う経過措置)

9 第8条の規定による改正後の香芝市保健センター条例別表の規定は、施行日以後に許可した保健センターの使用に係る使用料について適用し、同日前に許可した保健センターの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(香芝市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

10 第9条の規定による改正後の香芝市都市公園条例別表第3の規定は、施行日以後に許可した有料公園施設の利用に係る使用料について適用し、同日前に許可した有料公園施設の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議第39号

香芝市国民健康保険条例の一部を改正することについて

香芝市国民健康保険条例の一部を次のとおり改正する。

令和5年9月4日提出

香芝市長 福岡憲宏

## 香芝市国民健康保険条例の一部を改正する条例

香芝市国民健康保険条例（昭和34年条例第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第20条の3」を「第20条の4」に改める。

第10条の2の2中「及び第16条の4」を「、第16条の4及び第16条の5」に改め、同条第2号ニ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に、「及び国民健康保険保険給付費等交付金」を「並びに国民健康保険保険給付費等交付金」に改める。

第11条第1項中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第13条の6中「及び第16条の4」を「、第16条の4及び第16条の5」に改め、同条第2号ロ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第13条の6の10中「第16条の2」の次に「及び第16条の5」を加え、同条第2号ロ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。

第16条の2第1項第1号中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第16条の4第1項及び第3項第1号中「保険料額」を「保険料率」に改める。

第16条の5を第16条の6とし、第16条の4の次に次の1条を加える。

（出産被保険者の保険料の減額）

第16条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合（第5項に掲げる場合を除く。）における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条の3又は第13条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第20条の4第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号に

- において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 2 前項に規定する額を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条の3又は第13条の2」とあるのは「第13条の6の2又は第13条の6の5」と、「65万円」とあるのは「20万円」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条の3又は第13条の2」とあるのは「第13条の7」と、「65万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。
- 5 当該年度において、第16条の2に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に当該出産被保険者がいる場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第10条の3又は第13条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。
- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第16条の2第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 6 前項に規定する額を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。
- 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。こ

の場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条の3又は第13条の2」とあるのは「第13条の6の2又は第13条の6の5」と、「65万円」とあるのは「20万円」と読み替えるものとする。

- 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条の3又は第13条の2」とあるのは「第13条の7」と、「65万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

第20条の3の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に関する届出)

第20条の4 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第16条の5の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第40号

令和5年度香芝市一般会計補正予算（第4号）について

令和5年度香芝市一般会計補正予算（第4号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和5年9月4日提出

香芝市長 福岡 憲 宏

議第41号

令和5年度香芝市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
について

令和5年度香芝市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、別紙  
のとおり議決を求める。

令和5年9月4日提出

香芝市長 福岡憲宏



議第42号

令和5年度香芝市介護保険特別会計補正予算（第1号）  
について

令和5年度香芝市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和5年9月4日提出

香芝市長 福岡憲宏

認第1号

令和4年度香芝市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度香芝市一般会計歳入歳出決算について、別紙のとおり認定を求める。

令和5年9月4日提出

香芝市長 福岡 憲 宏

認第2号

令和4年度香芝市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の  
認定について

令和4年度香芝市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり認定を求める。

令和5年9月4日提出

香芝市長 福岡 憲宏

認第3号

令和4年度香芝市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の  
認定について

令和4年度香芝市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、別紙のと  
おり認定を求める。

令和5年9月4日提出

香芝市長 福岡 憲宏

認第4号

令和4年度香芝市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度香芝市介護保険特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり認定を求める。

令和5年9月4日提出

香芝市長 福岡 憲 宏

認第5号

令和4年度香芝市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度香芝市土地取得特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり認定を求める。

令和5年9月4日提出

香芝市長 福岡 憲 宏

認第6号

令和4年度香芝市財産区財産特別会計歳入歳出決算の  
認定について

令和4年度香芝市財産区財産特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり  
認定を求める。

令和5年9月4日提出

香芝市長 福岡憲宏

認第7号

令和4年度香芝市水道事業会計決算の認定について

令和4年度香芝市水道事業会計決算について、別紙のとおり認定を求める。

令和5年9月4日提出

香芝市長 福岡憲宏



認第8号

令和4年度香芝市下水道事業会計決算の認定について

令和4年度香芝市下水道事業会計決算について、別紙のとおり認定を求める。

令和5年9月4日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏


同第17号

香芝市教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

令和5年10月11日付けで任期満了予定の香芝市教育委員会の委員の任命について、次の者を本市教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年9月4日提出

香芝市長 福岡憲宏

| 住 所   | 氏 名   | 生年月日  |
|---|-------|---|
|  | 中 尾 茜 |  |











諮第6号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年9月4日提出

香芝市長 福岡憲宏

| 住 所   | 氏 名  | 生年月日  |
|---|------|---|
|  | 小原恵子 |  |